

00319

鳥取縣公報

縣令

昭和十七年五月五日
第一千三百三十號

火曜日

本書ノ大ヤサハ國定規格A5判

◇鳥取縣令第三十九號

昭和二年七月二十八日縣令第五十五號工場附屬寄宿舍規則施行細則第十九條第二號樣式左ノ通改正ス

昭和十七年五月五日

鳥取縣知事 土肥米之
附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
第二號樣式

寄宿舍使用人健康診斷表

所在地工場名

| | | | | | | |
|---|---|---|------|------|-----|-----|
| 計 | 女 | 男 | 人員總數 | 受診者數 | 罹病者 | 健康者 |
| | | | | | | |

記載心得 本表人員總數欄ニハ賄夫ハ勿論寄監教婦等寄宿舍ニ

關係アル者ハ凡テ包含セシムベシ

| 氏名 | 生年 月日 | 別 | 業務 男 | 女 | 病名 | 發病 年月日 | 病診 斷 | 斷 | 備考 |
|----|----------|---|---------|---|----|-----------|---------|---|----|
| | | | | | | | | | |

記載心得 一本表ハ罹病者ノミ登載スルコト

一 業務別欄ニハ炊事係寄監教婦等具體的ニ記入ス

ルコト

一 備考欄ニハ特殊ナル參考事項ヲ記入スルコト

告示

◇鳥取縣告示第二百四十七號

昭和十七年徵兵署並整理徵兵署開設日割及場所ヲ左ノ通定ム

00320

昭和十七年五月五日
鳥取縣兵事官地方事務官 高田 三郎
一 徵兵検査場所並日割

| 徵募區 | 徵兵署 | 検査月日 | 検査ヲ受クベキ町村 |
|-----|-------------|--------|---|
| 第一 | 岩美郡岩井町 | 六月三日 | 倉田村、米里村、津井村、直影村、成器村、大茅村、蒲生村、小田村、東村、福富町 |
| 第一 | 岩井國民學校 | 六月五日 | 田後村、大岩村、福富町、宇倍野村、岩井町、網代村 |
| 第一 | 八頭郡賀茂村 | 六月六日 | 河原町、船岡村、大伊村、國英村、賀茂村、入上村、大御前村、集村 |
| 第一 | 賀茂國民學校 | 六月十日 | 安東村、丹比村、上私塾村、若穂町、池田村、大村、佐治村 |
| 第一 | 智頭町(那岐區ヲ除ク) | 六月十三日 | 智頭町(那岐區ヲ除ク)、用瀬町、社村、山郷村 |
| 第一 | 智頭町(那岐區ヲ除ク) | 六月十四日 | 社村、山郷村 |
| 第一 | 智頭町(那岐區ヲ除ク) | 六月十五日 | 社村、山郷村 |
| 第一 | 西伯郡 | 六月十八日 | 彦名村、崎津村、渡村、上道村、外江村、餘子村、大條津村、和村、境村、中濱村、富益村、夜見村、成實村、天津村、大國村、法勝寺村、上長田村、東長田村、賀野村、手間村、尚徳村、五十石村、大崎村、縣村、春日村、巖村、大高村、日吉津村、大和村、渡江町、大字川村、高麗村、所子村、山内村、庄内村、名和村、御來屋町、光徳村、逢坂村、二部村、大宮村、阿尾藤村、山上村、多里村 |
| 第一 | 米子市 | 六月二十日 | 米子市 |
| 第一 | 角懸國民學校 | 六月二十二日 | 角懸國民學校 |
| 第一 | 西伯郡日野郡 | 九月二十三日 | 午後一時 鳥取市會議事堂 |

| 徵募區 | 別 | 日 | 割 | 場 | 所 |
|-----|----|--------|---|--------|--|
| 第三 | 野郡 | 七月十日 | 日野上村、福榮村、石見村、日野村、根雨町、神奈川村、江尾村、米澤村、黒坂町 | 七日十二日 | 溝口町、日光村、八郷村 |
| 第三 | 東郡 | 七月十五日 | 西郷村、下村、長瀬村、淺津村、橋津村、宇野村、泊村、舍人村、東郷組合村、花見村、小松崎組合村 | 七月十七日 | 三徳村、旭村、竹田村、倉吉町(舊上灘區ヲ除ク本年適齡者) |
| 第三 | 東郡 | 七月十九日 | 倉吉町(舊上灘區ヲ除ク本年適齡者) | 七月十九日 | 倉吉町(舊上灘區ヲ除ク本年適齡者) |
| 第三 | 東郡 | 七月二十日 | 小鴨村、矢送村、山守村、北谷村、南谷村、高城村、小鴨村、南谷村、高城村、北谷村、南谷村、高城村 | 七月二十日 | 小鴨村、矢送村、山守村、北谷村、南谷村、高城村 |
| 第三 | 東郡 | 七月二十三日 | 離手村、中北條村、上北條村、榮村、由良町、古布庄村、下郷村、上郷村、以西村、安田村、赤碓町、成美村、安田村、赤碓町、成美村 | 七月二十五日 | 浦安町、下郷村、上郷村、安田村、赤碓町、成美村 |
| 第三 | 東郡 | 七月二十七日 | 安田村、赤碓町、成美村、安田村、赤碓町、成美村 | 七月三十日 | 神戶村、大和村、美穂村、大正村、東郷村、明治村、豊實村、松保村、千代水村、明治村、美穂村、大正村 |
| 第三 | 東郡 | 七月三十日 | 神戶村、大和村、美穂村、大正村、東郷村、明治村、豊實村、松保村、千代水村、明治村、美穂村、大正村 | 八月一日 | 湖山村、吉岡村、大郷村、末恒村、瑞津村、鹿野町、勝谷村、逢坂村、酒津村、鹿野町、勝谷村、逢坂村 |
| 第三 | 東郡 | 八月二日 | 酒津村、鹿野町、勝谷村、逢坂村、酒津村、鹿野町、勝谷村、逢坂村 | 八月三日 | 小鷺河村、正條村、日置谷村、中郷村、寶木村、正條村、日置谷村、中郷村 |
| 第三 | 東郡 | 八月四日 | 青谷町、日置谷村、勝部村、青谷町、日置谷村、勝部村 | 八月四日 | 青谷町、日置谷村、勝部村 |

00321

| 第一 | 第二 | 第三 |
|----------|--------|---------|
| 西伯郡美都八頭郡 | 九月二十二日 | 午前九時 |
| 西伯郡高都東伯郡 | 午後一時 | 鳥取市會議事堂 |
| 西伯郡日野郡 | 九月二十三日 | 午後一時 |

備考 一 身体検査ノタメノ集合ハ午前七時三十分、検査開始ハ午前八時トス
 二 シ×線検査ハ前日午後一時ヨリ之ヲ施行ス
 三 町村長事務係ヘ集合時限直前ニ壯丁ノ人員點檢ヲ行ヒ本人出席ノ有無ヲ確メ其ノ結果ヲ徵兵署縣官ニ報告スルモノトス
 四 令第七條志願者及戸山學校軍樂生徒志願者ノ身体検査ハ現所在地町村ノ壯丁ト共ニ施行ス

鳥取縣告示第二四十八號
 岩美郡福部村藏見耕地整理組合ハ目的事項ノ完成ニヨリ解散セリ
 昭和十七年五月五日
 鳥取縣知事 土 肥 米 之

鳥取縣告示第二四十九號
 鳥取縣臨時負債處理委員會委員ニ左ノ者ヲ選任セリ
 昭和十七年五月五日
 鳥取縣知事 土 肥 米 之

鳥取縣告示第二五十號
 鳥取縣肥料検査官吏左ノ通免命セリ
 昭和十七年五月五日
 鳥取縣知事 土 肥 米 之

彙報

五月の常會

徹底事項

(振興課)

縣では五月の常會徹底事項を次の如く翼賛町村會議員の選舉健民運動と必勝食、簡易保險一億新加入運動の三項目と決定した。

一、翼賛町村會議員の選舉

縣下大多數の町村に於て、衆議院議員總選舉に引續き町村會議員の選舉が行はれるのであるが、之が選舉に當つては大東亞戰下に於ける市、町、村自治が國家總力戰の基礎として、其の使命愈重きものがあるに鑑み、今次總選舉に於ける翼賛選舉貫徹運動の趣旨に則り、翼賛選舉貫徹運動を活潑に展開して清新健實なる町村會を確立すると共に、愛郷精神の昂揚に依つて市、

00322

町、村行政に對する住民の理解と熱意を一層喚起せしめ、今次の選挙を以て全町村民愈協力團結し、戦時下地方自治の責務遂行に邁進するの好機たらしめるやう最善の努力を竭すこと。

二、健民運動と必勝食

大東亞共榮圈建設の大使命を達せんがためには、雄大にして強靱なる國民精神の昂揚と相俟つて、皇國民の質的量的兩面に亘る飛躍的増強を其の基本條件とするに鑑み、五月一日から八日間健民運動が實施せられてゐるが、本運動は國民精神の昂揚出生増加と結婚の奨励、母子保健の徹底、体力の錬成、結核及び性病の豫防撲滅、國民生活の合理化に重點を置き實踐強調に努めること。

更に國民生活の合理化の一要件として、必勝食の實踐こそは決戦下の食糧問題解決に極めて緊要なことである。即ち、一面に於て配給の圓滑を圖るべく國民相互が協力するは勿論、他面自ら進んで其の配給數量の範圍に於て定食食の實行に努め、更に協同力に依つて其の不足を補ひ、又調理法や食べ方等にも工夫を加へ食生活の合理化に努めること。尙ほ一億國民は擧げて之を實踐に移すと共に食膳に感謝を捧げることを日常の習慣とし物心兩面に亘つて必勝食の生活に徹し以て大東亞戰遂の一助となすこと。

三、一億簡保新加入運動

大東亞戰遂行上最も重要な課題は戦後國民生活の安定を確保することである。依つて逋信省では、國民生活の安定と、二百三十億貯蓄の達成を促進するため、五月を期して大藏省と共同の下に簡易保險一億新加入運動を展開することとなつたので、縣民は此の際保險金額千圓までの範圍に於て加入資格と、能力との存する限り一人残らず新に加入し本運動目的の達成に協力すること。

時局下の 營養改善に就て

(衛生課)

◇ 食生活の合理化

五月一日から八日までを健民運動實施期間として、その中に國民生活の合理化を取り上げ食生活の合理化に付て強調されてゐる事は別項記載の通りであるが、食事に付ては五十萬縣民の身体を丈夫にする事と、戦時下の食糧を節約する意味合から、從來の様な無考な食べ方を是非「正しい營養の攝り方」に改めて先づ健康の土臺を固め、時局下の凡ゆる困難艱苦に打ち勝つ事の出来る身

00323

体を造り統後の務めに勵まなくてはならぬ。そしてこれが爲には吾々の生活改善にも夫々計畫や豫算が必要である様に、食物の取り合せ方や、調理の方法等にも現在の食糧事情に合ふ様に、然も充分の營養を攝り得る適切な食事の計劃即ち時局下營養献立を樹て、之を實行に移すことが極めて必要となるのである。

◇ 献立標準の根本

日常吾々の食膳に上す食品の種類は色々多いのであるが、献立の根本となる食品を簡単に擧げると、米・鱈・豆・大根の四つであつて、此の四つのもは食品の四天王とも言ふ可きものである。米は穀類一切を、鱈は魚類、肉類、卵類を、豆は一切の豆類や豆腐油揚げの様な豆製品を、大根は野菜一切を夫々代表して居るもので、此の四天王の食物こそは私共日本人の健康を培つてゐる最も大切な食品であり、是丈は是非共必要なものである。

◇ 献立の計劃

献立の目標は大體一食毎に前の四天王の食品か、又はその代用品を組合せて含水炭素、蛋白質、脂肪、カルシウム等の無機塩類、ビタミン類等夫々の營養成分が不足の無い様に撹拌されること、又料理する方法もなるべく手輕で營養分のすたりがなく、材料は新鮮で季節向のものを、又地方の事情にも適した經濟的のものを用

ひ、尙人々の好みをも加減して作る事が大切である。

次に營養分の必要量は夫々人により、又其の働きによつて違ふのであるが、昨年九月厚生科學研究所國民營養部から發表された日本人必要營養量標準によると、大人男子が中等程度の働きで暮す時には一日、二、四〇〇カロリーをその標準と發表せられて居るのであるが、此の二、四〇〇カロリーの營養を攝る爲には大體次の様な献立が必要である。

- 七歩搗米 三合五勺 鱈 二七匁 大豆其の他豆類 二七匁
- 大根 一〇〇匁

◇ 實際献立の要領

處が昨今の食糧事情では御承知の通り食物が大變窮屈となつて居るので、地方々々で種々な代用食品を取り合せて必要な營養分を攝るやうにしなければならぬ。

- 先づ主食の御飯では、
- 七分搗米 二合五勺 麥 一合二勺 芋類 二七匁
- の様に麥や芋類を米の不足分と入れ替へて献立し、又一日の米の配給量が二合一勺であれば、
- 七分搗米 二合一勺 麥 一合三勺 芋類 四〇匁
- の様に代用品を入れると略米三合五勺の營養量に匹敵する主食とすることが出来る。

